

別表(第 3 条関係)

補助対象外とする業種(日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)による。)

- (1) 農業、林業(大分類 A に含まれるもの)
- (2) 漁業(大分類 B に含まれるもの)
- (3) 金融業・保険業(大分類 J に含まれるもの)
- (4) 医療・福祉(大分類 P)の医療業のうち、病院(小分類 831)、一般診療所(小分類 832)及び歯科診療所(小分類 833)
- (5) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)により規制の対象となる風俗営業・性風俗関連特殊営業
 - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類 803 に含まれるもの)
 - ③ 芸ぎ業(細分類 8094 に含まれるもの)
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類 8096 に含まれるもの)
 - ⑤ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類 7291 に含まれるもの)
 - ⑥ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く。)(細分類 9299 に含まれるもの)
 - ⑦ 易断所、観相業(細分類 7999 に含まれるもの)
 - ⑧ 宗教(中分類 94 に含まれるもの)
 - ⑨ 政治・経済・文化団体(中分類 93 に含まれるもの)